

《 定期報告書の提出に当たっての注意事項 》

1 報告対象動物を飼養している飼養者は、頭羽数や飼養形態に関わらず（愛玩・庭先飼育・学校・保育所・公園・動物園等も含む）、飼養頭羽数や飼養に係る衛生管理状態について、毎年都道府県に報告しなければなりません。

2 小規模飼養者、中規模飼養者、大規模飼養者とは次のとおりです。

家畜の種類	小規模飼養者	中規模飼養者	大規模飼養者
牛	1 頭	2 頭以上で、大規模に当てはまらない	成牛：200 頭以上 育成・肥育前期牛：計 3000 頭以上
水牛・馬	1 頭	2 頭～199 頭	200 頭以上
鹿・めん羊・山羊 豚（ミニブタ含む） いのしし	6 頭未満	6 頭～2,999 頭	3,000 頭以上
鶏・うずら	100 羽未満	100 羽～99,999 羽	10 万羽以上
あひる（あいがも含む） きじ・ほろほろ鳥 七面鳥	100 羽未満	100 羽～9,999 羽	1 万羽以上
だちょう	10 羽未満	10 羽～9,999 羽	1 万羽以上

※ 犬、猫、兎、インコ等は報告の対象ではありません。

3 定期報告は、毎年2月1日時点の頭羽数とし、報告事項については次のとおりです。

報告事項（定期報告書様式に記入）		小規模飼養者	中規模飼養者	大規模飼養者
1	農場の名称・住所・連絡先	○	○	○
2	飼養衛生管理舎の名称・住所・連絡先	○	○	○
3	家畜の種類、頭羽数	○	○	○
4	畜舎等の数	○	○	○
5	飼養衛生管理者について	—	複数いる場合	○
6	飼養衛生管理基準の遵守状況	—	○	○
報告事項（定期報告に添付）				
6	農場の平面図	—	新規・変更があった場合	
7	衛生管理区域への立入制限等の設置内容	—		
8	衛生管理区域に設置した消毒設備の種類	—		
9	畜舎ごとの家畜の飼養密度	—		
10	埋却用地確保の状況	—		
11	埋却又は化製のための準備措置	—		
12	埋却用地を確保するための取組状況	—		
13	担当の獣医師、診療施設	—		
14	特定病状発見時の通報ルール(馬は除く)	—		
15	飼養衛生管理マニュアル	—		

- 4 定期報告書は、農場（飼養場所）ごとに作成し、作成にあたっては動物の所有者（別に管理者がいる場合はその者）が作成し提出します。
- 5 定期報告書は、滝川市産業振興部農政課で取りまとめたうえ、北海道へ報告します。
- 6 埋却予定場所については、重機が移動し掘削を行う都合上、侵入幅 3m以上、掘削土堆積場所幅 10m以上、掘削予定地幅 12m以上が必要となります。飼養規模によって埋却溝の長さは変わりますが、図面の埋却予定地を今一度精査の上、提出をお願いします。
- 7 令和2年度より制度改正に伴い定期報告書の様式が変更されており、新規及び前年度から変更のある方については「飼養衛生管理マニュアル」の提出が必要となりましたので、ご注意ください。
- 8 提出先 ●郵送の場合
 073-8686 滝川市大町1丁目2番15号
 滝川市産業振興部農政課

 ●直接提出の場合
 市役所庁舎4階 農政課
- 9 お問い合わせ 滝川市産業振興部農政課農村振興係
 電話 0125-28-8034（直通）

 北海道空知家畜衛生保健所
 電話 0126-22-4212